

学研労協 NEWS ニュース

合同宿舎削減に関する請願書を市議会に提出

学研労協は、財務省から出された宿舎廃止計画に対して2月18日につくば市議会に合同宿舎削減に関する請願書を提出しました。今後、宿舎問題を国・県にも訴えていきます。皆様のご協力をお願いいたします。

つくば市議会議長 金子和雄 様

2013年2月18日

筑波研究学園都市における合同宿舎削減に関する請願書

請願者 筑波研究学園都市研究機関労働組合協議会（略称 学研労協）

代表者氏名 小 瀧 豊 美 印

代表者住所 茨城県つくば市東1丁目1番地1 産総研

つくば中央 第5事業所 産総研労組気付

連絡先 029 - 861 - 7320（学研労協事務局）

紹介議員

つくば市民・ネットワーク 宇野 信子、 皆川 幸枝
日本共産党 滝口 隆一、 田中 サトエ

<請願趣旨>

筑波研究学園都市は、首都圏既成市街地への人口の過度集中を緩和し、高水準の研究と教育を行うための拠点的形成するため国により計画され、建設されました。この目的を達成するため制定された筑波研究学園都市建設法には、「研究学園都市にふさわしい公共施設、公益的施設及び一団地の住宅施設を一体的に整備する」ことが謳われています。この法律を根拠に当初約7,700戸の公務員宿舎が整備されました。その後、宿舎の老朽化等に伴い段階的に宿舎が廃止されてきました。ところが、昨年11月26日、財務省は今後2年間で筑波研究学園都市内に現存する合同宿舎約3,700戸を一挙に約1,200戸まで削減する計画を発表しました。この計画によれば、財務省が提示した宿舎入居基準にあてはまらない大半の職員は短期間のうちに自ら住居を探し退去しなければなりません。また宿舎入居基準にあてはまる職員であっても廃止宿舎に住んでいる場合には、存置される宿舎に転居しなければなりません。現存する合同宿舎の3分の2以上を短期間に廃止し、多くの職員に退去・転居を迫る今回の計画は「住宅施設を一体的に整備する」という筑波研究学園都市建設法の趣旨を政府自らが否定すると言っても過言ではありません。多くの宿舎が廃止される地区では、急激な人口減少のため、教育現場や周辺の商店等に深刻な影響を及ぼし、地域の荒廃が引き起こされます。インフラの維持管理のため行政支出が増える可能性もあります。多数の人たちが同時に住居を探し始めれば、不動産の需給バランスが崩れ物件の払底や価格の高騰等の混乱を招きかねません。退去数が市内の住宅供給数を上回れば、住民の減少に直結します。転居により、多数の児童生徒が転校を余儀なくされる懸念も生じます。住居は生活の基盤であり、安心して職務に専念できる環境があって、初めてレベルの高い研究・教育を行うことができます。そのような環境が維持されていくことが、今後も優れた人材を筑波研究学園都市に引きつけ、魅力あるつくば市の発展につながると考え下記事項を請願します。

<請願項目>

1. 高水準の研究と教育の拠点としてふさわしい住環境や景観、特徴あるつくば市の魅力を維持するため、茨城県および国に意見書を提出して下さい。
- ① 筑波研究学園都市建設法の趣旨を尊重して今般の宿舎削減計画を見直し、茨城県およびつくば市の都市整備計画と整合性を持たせた宿舎計画とする。
- ② 廃止された宿舎に住居する子どもの教育や自治会が行う環境整備に支障が生じないよう、また可能な限りつくば市内への転居先確保が可能なように、居住施設の整備などの時間等を勘案して、十分な猶予期間を確保した段階的な削減計画の運用を行う。